

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

令和元年7月8日（月）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

青木委員、岡田委員、田代委員、二宮委員、松本委員、森泉委員、義家委員

(2) 事務局

環境局：加藤資源循環推進監、吉田資源循環推進課長、横井主幹、中根課長補佐、北川主査、山田主査、渡辺主任

東三河総局県民環境部環境保全課：中根主任

(3) 申請者

加山興業株式会社：河野氏他

4 傍聴者

2名

5 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事 1】

加山興業株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請及び変更許可申請について

○ 申請の内容説明

事務局から、資料 1 から 4 に基づき、説明した。

○ 質疑応答

(委員)

窒素酸化物の説明について、今回追加で出された資料では納得できない。窒素酸化物を抑制する機構がないため、焼却施設そのものとして窒素酸化物が出てこないようにしなければならない。また、3つの例として提出されたデータについても、どのような運転条件のものか不明で、瞬間値でしかない。

示されている窒素酸化物の計算結果にしても、受け入れる廃棄物の平均的な組成としたもので、一番寄与率の高い乾溜ガス化炉に投入する廃棄物の窒素分としては 0.72%で、その場合に 153ppm とのことであるが、実際に受ける廃棄物は当然バラつきがあるはずである。この窒素分のバラつき具合がどの程度か不明であり、例えば、この窒素分が倍になれば 300ppm となり、規制基準値を超過することとなる。廃プラスチック類の中にも窒素含有量が高いものもあり、そのような物が多く入ることもあり得る。入口でどのような規制をかけるか等、ルールを設ける必要はないのか。

(事業者)

次回の審査会で説明できる資料を用意する。

(委員)

窒素酸化物の連続測定の義務はないが、試験的に連続測定して確認した事例はないのか。

(事業者)

窒素酸化物の連続測定をした事例はない。

(委員)

窒素酸化物以外の一酸化炭素、塩化水素、酸素等は連続測定しているはずであるが、それらも一緒に示すことで、炉内還元に近い状態となっているか等から推定することはできないか。

(事業者)

一酸化炭素と塩化水素の連続測定結果はあるため、次回、示させていただく。

(委員)

非常時の対策の別添 1 4 のご参考①について、いつどのような段階になっている

か分からないので、分かる資料にしてほしい。乾溜炉が3つあり、C炉運転時なので、乾溜炉Cの温度③のグラフが300℃程度になる約30分間は可燃性ガスが出るということか。この間の可燃性ガスは燃焼炉で燃焼されるため、燃焼炉出口温度⑤は1000℃程度で維持され、可燃性ガスがでなくなる23時30分程度からは燃焼は起こらず、燃焼炉出口温度⑤は下がり始めるということか。そして燃料炉に空気を送るブロワー等も22時48分に止まっているという理解でよいか。そしてその際、悪臭物質も分解され、悪臭は出ないということなのか。

(事業者)

資料の間違いもあるため、当方からも説明させていただく。

赤ラインの22時48分までは通常運転している。赤ライン(22時48分)において装置を止めなければならない事態が発生したため、22時48分から燃焼炉出口温度⑤が下がり始める23時30分頃までの間に装置を止めるための動作を行っており、燃料炉に空気を送るブロワー等は稼働している状態である。

ブロワーを含めた全ての装置を完全に止めたのは23時30分であり、この時点以降は燃焼炉での燃焼は行われていないが、燃焼炉出口温度⑤は装置を止めても1時間程度は800℃を維持しており、その期間は未燃ガスが発生しても燃焼炉内で酸化脱臭できていることを示すものである。

今回の資料として、装置の説明等の内容も入っており、ご指摘の内容に対する回答として明確にはなっていないため、次回、改めて示させていただく。

(委員)

安全弁そのものの必要性があるということはわかる。停電等で燃焼炉のファンが止まったときでも未燃ガスやタールや悪臭物質が、周辺の方々への影響を及ぼさないようであればよいと思う。また、同規模の炉で停電等があった場合でも、うまく回避できたという事例があれば、その事例を説明していただければと思う。

(委員)

土壌汚染調査が義務となる場合として、有害物質の使用がある場合となっているが、この使用とは、処理をする過程で使用する薬剤等に有害物質が含まれているということなのか、処理をする廃棄物中に有害物質が含まれているということなのか。

(事業者)

使用する物質に有害物質がある場合である。

(委員)

では、受け入れている廃棄物の中に有害物質が入っていても、土壌汚染の調査義務対象とはならないということか。

(事業者)

廃棄物処理施設に関しては、特別管理産業廃棄物の中に有害物質の項目があり、当社では特別管理産業廃棄物処分業を取得しているが、品目としては感染性産業廃棄物と引火性廃油の2品目のみであり、有害物質を含むものは扱っていない。

(委員)

現地調査で事業場がコンクリートに覆われていることは分かったが、トラックの搬入も多くあり、事業場の手前の道路が割れているところがあった。新施設を造るにあたって敷地外の路面も強化するとともに、敷地内の緑地部分や建屋の境界あたりでは、有害物質が染み込む可能性もあるため、コンクリートがあるから完璧とは思わず、そこから土壤汚染等が起きないように配慮すべきと思う。

(事業者)

道路については、豊川市管理ではあるが、当社が定期的に補修している。

(委員)

フュミゲーションの解析については、申請書の内容と同等であることがわかったが、塩化水素の最大予測値が目標値と近いので運転管理を適正に行うことで目標値を超過しないようにしてほしい。例えば、夜間から明け方は塩素の多いものは避けるなどである。

また、外部への悪臭の漏洩対策については分かったが、建屋内の従業員の労働環境的にも安全となるよう配慮したほうがよいのではないか。

(事業者)

塩素が入っているものは見て分かるようなものなので、その配合や時間帯は気を付けていきたいと考えている。当社はRPFを製造するにあたり、塩素含有物はRPFには入れず、塩素が多いものはできるだけ埋立処理をするようにしている。

従業員の労働環境に関しては、当社は安全衛生委員会というものがあり、防護マスク等は従業員が良いと判断したものを取り揃える方針としている。年2回の健康診断もしており、また、焼却施設の運転において感染性廃棄物を取り扱う従業員には予防接種を受けさせている。建物の密閉度を高くするが、従業員への健康への影響についても注意しながら運用していきたいと考えている。

(委員)

水銀に関する取り組みは、どのようにされているか。

(事業者)

焼却施設では、水銀を含む廃棄物を取り扱わない予定である。排ガスに関して水銀の測定をしている。

弊社では、蛍光管の破碎施設のみ水銀使用製品産業廃棄物である蛍光管を受け入れているが、それ以外では取り扱っていない。

(委員)

実際に水銀が入っていないことをどのように確認するのか。水銀が入っていることが分かれば受け入れないだろうが、産業廃棄物の中に紛れていることはないのか。

(事業者)

排出事業者に通知を出して、水銀は受け入れないと周知している。血圧計や体温計などのものは見て判断できるが、正直、その他のものとしてどのようなものが水銀使用製品産業廃棄物に該当するか分からないということもある。初めて受ける廃

棄物については、WDSを提出させ、水銀が入っているかもしれないようなものは引き受けず、他社を紹介するなどしている。

(座長)

議事1については、これで終了する。

【議事2】

その他

- 事務局から、追加の議事はない旨を説明した。